

## 戦前・戦後を生きて日韓関係を気遣う

野村光司

### はしがき

私は戦前、戦後を生き抜いた日本人として、現在嫌韓、蔑韓に燃えている現政権と、それに付度、追隨する官僚、またこれに便乗する国民には申し訳ないが、日本国が過去百年、韓国に非礼の限りを尽くした歴史を、身をもって記憶している者として、思うところを率直に述べさせていただきたいと思う。

私は世間に出て以来、周囲の人々に聞いて頂いてもよいが、自身の出世のために権力にへつらったことも、自らの金儲けや物欲のため図ったことが無いと思う。

論語の「富と貴きは人の欲するところなり。その道を以て得ざれば処らざるなり。国に道なきに富みかつ貴きは恥なり」(巻2、巻4)。また世界人権宣言の「(私を含め)すべての人間は、(神から)理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動する」(第1条)に従うまでである。今、政権の対韓蔑視政策の故に、両国の国民が大きく迷惑を被っている現実が是正されることを心から望んでいる。

### 関東大震災時の朝鮮人虐殺

諸将に領地を与えるために何の咎もない朝鮮の地に攻め入った秀吉の例はさておき、1910年の日韓併合以後の1923年9月1日の関東大震災時に、「朝鮮人が蜂起して暴挙を働く」との流言によって、関東地方一帯で千人単位の朝鮮人が虐殺された。私が現在住む京王線沿線の地でも電鉄の復旧工事にトラックに乗って通過した朝鮮人労務者たちを土地の自警団員が引きずり下ろして暴行を加え何人かを殺してしまった。現在この地の神社に、この事件を偲んで植えられたと言う椎の木が残っている。

我が国は、何千の被害者に何ほどかの賠償をしたのであろうか。国家として当時の朝鮮植民地に対して正式に謝罪したのだろうか。毎年9月被災地で行われる大震災犠牲者追悼行事で、東京都知事が朝鮮人虐殺の犠牲者に言及した追悼文を送っていたのを現都知事は朝鮮人犠牲者に言及しなくなったことも遺憾に思っている。

### 小学校での朝鮮語抹殺

1940年頃の私の名古屋の小学校時代、同級に在日の趙君(日本名は無かったと思う)がいて、たまたま帰宅が同じ方向なので途中まで一緒に帰っていた。戦後同君が、東京の大学にいた私の留守宅を訪問して母に「野村君だけは、何ら差別なく付き合ってくれた」と感謝したよしである。

どこの学校でも在日朝鮮人の子は格好の虐めの対象だったようだが、物好きの私は帰宅の道すがら、同君から朝鮮語の幾つかを教わっていた。当時の私は知らなかったが朝鮮の学

校では朝鮮語を滅ぼされるべき言語として使用が禁じられ、日本語使用が義務づけられ、姓名も日本式に変える「創氏改名」が行われていたのに、私が朝鮮語を学ぶべき言葉として同君を先生に、私が生徒になっていたことが同君に感銘を与えていたのであろう。

### 中学校時代の勤労働員と朝鮮人徴用工

愛知県立中学 4 年生の時、学徒勤労働員で、三菱重工道徳工場において電気ドリルを使って陸軍の新司令部偵察機の尾翼を組立てる仕事をしていた。

ところが今回、韓国の大法院で三菱重工業に勝訴した原告は、同じ道徳工場で働いていたことを知った。多分私と違って単純肉体労働に従事させられていたのだろう。三菱などの日本企業も外国で事業をする以上、その国の主権に従い、裁判で最終的に敗訴すればこれに従うのは止むを得ないことで、大三菱としては僅かな金額を早々に支払ってすっきり事業を継続したいはずだが、恐らく現政権の指導下で差止めているものと推察される。

何しろ現政権は当初から日本国憲法を蔑視し、その「諸国民との協和による成果を確保し、恒久の平和を念願する」戦後レジームを否定し、「(韓国を植民地とする戦前の) 日本を取り戻す」ことを唱道しているので、当然彼を是とし、日本を非とはさせない政策を実践しているものと思われる。

### 朝鮮人は慰安婦と徴用工に

私は勤労働員中の中学四年で、同級生を勤労働員の場合に残して陸軍士官学校 6 1 期生として入校した。当時韓国人は日本国民として日本の支配下にあったが、参政権は与えられず、陸軍大将の朝鮮総督が独自に発し得る「制令」が法律に相当する効力を持ち、朝鮮人はその生殺与奪の権力下に置かれていた。朝鮮人の肉体も精神もその主体性は否定され、日本に対する服従者とされていた。彼ら朝鮮人は日本の一流会社の幹部や官庁の高級官僚に登用されることなく、国策として朝鮮民族を一括して男は徴用工として炭鉱などの重労働に、女は日本軍兵士(将校は別)の慰安婦(当時の軍隊では「朝鮮 P」と言われていたようである)として働く境遇が与えられていたのである。

こういう民族別処遇の考え方は、1930 年代関東軍が立案した「関東軍満蒙領有計画」にも「満蒙は漢民族より寧ろ日本民族に属すべきもの」で、「日本人は大規模の企業及び知能を用いる事業に、鮮人は水田の開拓に、満州人は畑作農業に、支那人は小商業労働に能力を発揮し、蒙古民族は牧畜に専業させる」(児島襄「満州帝国」とあったのである。

### 日韓請求権協定

1965 年 12 月 18 日発効の日韓基本条約も日韓請求権協定も、米国の勧奨で結ばれたものであるが、両国の国会の批准を経た憲法 98 条 2 項の「日本国が締結した条約」として自らも守り、相手にも要求できるものである。しかし条約と言うものは、相互に対価(英米法で consideration)を交換するものであって請求権協定の対価は、日本国民の税金で朴政権の眼

鏡に叶った「お友達」開発業者を儲けさせ、日本政府の眼鏡に叶った輸出業者を儲けさせるもので、それ以外には一銭も使わないこととなっている。国家間で賠償金を払うこともなく、受益企業はそれ以上請求できないにしても、政府と業者が催す宴会に全く預からない一般の庶民の請求権が、新たな法律の制定もなく消滅させられるいわれはないのである。

### 現政権の対韓侮辱外交

本年 7 月、新たな輸出規制問題で来日した韓国の高官に対する経産省官僚の対応の無礼さは驚くべきものがあった。対等な外交に相応の会議室はあろうものを、粗末な物置を急遽片付けたような部屋で入り口には粗末な紙片に、「(外交ではない) 業者が官僚にご高説拝聴」様の「説明会」を張り付け、韓国側は背広にネクタイなのにこちらは開襟・袖なし、自室で執務中の姿。植民地の職員が宗主国の官僚に伺候する劇になっていた。握手もなく「お役目ご苦労」、「遠路ご苦労さま」のねぎらいも無く、韓国を国家として侮辱するものであった。

私は国際友好を司る外務省に電話して経産省に外交儀礼を教えてやって欲しいと意見したが「経産省の責任でおやりなので」との回答であった。仄聞するところ官邸から韓国に報復・侮辱の方法を検討するよう示唆があつて、外務省は干されて現政権に最も癒着している経産省が率先して編み出した措置らしい。このことがあつて数日して外務省トップの外務大臣自身が、駐日韓国大使を呼びつけて激怒の様相で叱りつけているのを見て、これは慰安婦問題でお冠の首相官邸の指導下の作られた、政権挙げての韓国侮辱劇だと理解できた。

輸出規制の厳格化は、大きな制約は無いと弁明されているが、実質大きな問題が無いなら、なぜ韓国国家を抽出して外交上の格下げをしたのであろう。要するに韓国を国として日本国が侮辱する政策を取ったものと理解できる。

### 日韓関係の未来のために

今年の終戦記念日の式典でも、天皇は日本の加害責任についての言及があつたが、安倍首相は例のように加害については一切触れることは無かつた。現都知事も関東大震災の犠牲者追悼の式で、朝鮮人虐殺について述べることは無くなっている。

ナチス・ドイツは日本を上回る、周辺諸国と諸民族への蔑視と加害を行っているが、1970年 12 月、ドイツのブラント首相は、ドイツ・ポーランド国交正常化の「ワルシャワ条約」を結び「歴史の結果を承認」し、領土については侵略して得たドイツ領を削られたオーデル・ナイセラインを新国境と認め、かつ、ワルシャワのゲットー記念碑の前で、地面に跪いて謝罪し、結果ドイツは、ヨーロッパ国際社会に全面的に受け入れられ、全域で再び戦火を交えることのない平和を確立した。そしてユダヤ人、ロマ人（ジプシー）、身体障害者等々、国家として迫害した個人にもすべて膨大な金額の補償をしている。

ひるがえって我が国は戦前の「国家無答責」を継続し、民間人の空襲被害なども補償していないし、外国で戦火の犠牲となった個人に対して全く賠償しておらず、ただ国民の税金で輸出業者に利益を与える途上国経済援助を実施しているに過ぎない。

我が国も、ドイツ式に個人にすべて補償することは宥恕してもらうにしても、国家として加害国家として被害国に公式に謝罪する象徴的な行動が必要であろう。朝鮮民族の被害を象徴的に表現する施設、例えば慰安婦像、徴用工像の場でも良いが、日本国を代表する外交の首長が、全面的に真摯に謝罪する儀式は必要であろう。それには韓国の被害事態を全面的に象徴する場所又は施設においてすることが望ましい。そのため私は、ソウル郊外にある「独立記念館」を公式に参観して、その場で内外記者団の前で謝罪の演説を行なうことを提案したい。ドイツ敗戦40周年の1985年5月8日、ワイツゼッカー大統領が行った格調高いドイツ国民謝罪の「荒野の40年演説」に匹敵する、日韓両国民の今後の完全な和解と友好とを確立する、魂に響く名演説を期待したい。

日本国憲法前文第3項は、「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であることを信ずる」。現政権は「この憲法を尊重し、擁護する義務」(99条)を顧みないものであるが、ここに記して本稿を閉じる。

**2019年8月21日**

野村光司

1928年10月生まれ。1945年2月陸軍士官学校61期生として入校。同年11月旧制第八高等学校転入学。1951年3月東京大学法学部卒業。同4月大蔵省入省。21年間勤務して日本航空に転職。15年で定年退職。